

当社取締役会の実効性評価の結果について

この度、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに基づき、2022年度における取締役会の実効性評価を実施しましたので、その概要を下記の通りお知らせいたします。

記

1. 評価要領

下表の通り、各評価項目に応じた評価手法及び評価者にて実効性の評価を2023年3月・4月に実施いたしました。

評価項目	評価手法	評価者
取締役会の構成	アンケート方式	取締役、監査役
取締役会の運営状況	〃	〃
ガバナンス体制・取締役会の実効性全般	〃	〃
社外取締役に対する支援体制	インタビュー方式	社外取締役
監査役役割・監査役に対する期待	〃	監査役

評価者によるアンケート及びインタビューの回答内容に基づき、取締役会にて分析・評価をいたしました。

2. 評価結果の概要

- 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されている。また、独立社外取締役を3名選任しており、会社の業務執行に関する専門的かつ総合的な意思決定を行うための体制が整備されている。
- 取締役会は、法令、定款、取締役会規程に則り運営され、適宜、意見交換が行われており、取締役会の意思決定に基づき、各取締役の職務執行が適切になされている。
- 取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の基本方針その他会社の重要事項について審議・決定するとともに、各取締役の職務執行の監督を適切に行っている。

以上を踏まえ、取締役会の実効性は概ね確保されている旨を確認いたしました。今後も取締役会の実効性をさらに高めていくため、運営面での改善等の取り組みを進めてまいります。

以上